

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等
実態把握調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等
実態把握調査特別委員会
2. 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 ①実態把握のための職員アンケートの取り扱いについて
②アンケート結果に基づく参考人への聴取
③豊見城市ハラスメント事案に関する行政運営及び、
同第三者委員会設置要領に基づき設置される組織並びに、
所掌事務の作業実態等に対する監視
④本特別委員会が必要とする調査全般
4. 委員定数 本特別委員会の委員は9人とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで
閉会中もなお継続審査することができる。

以上